

神戸市告示第 28 号

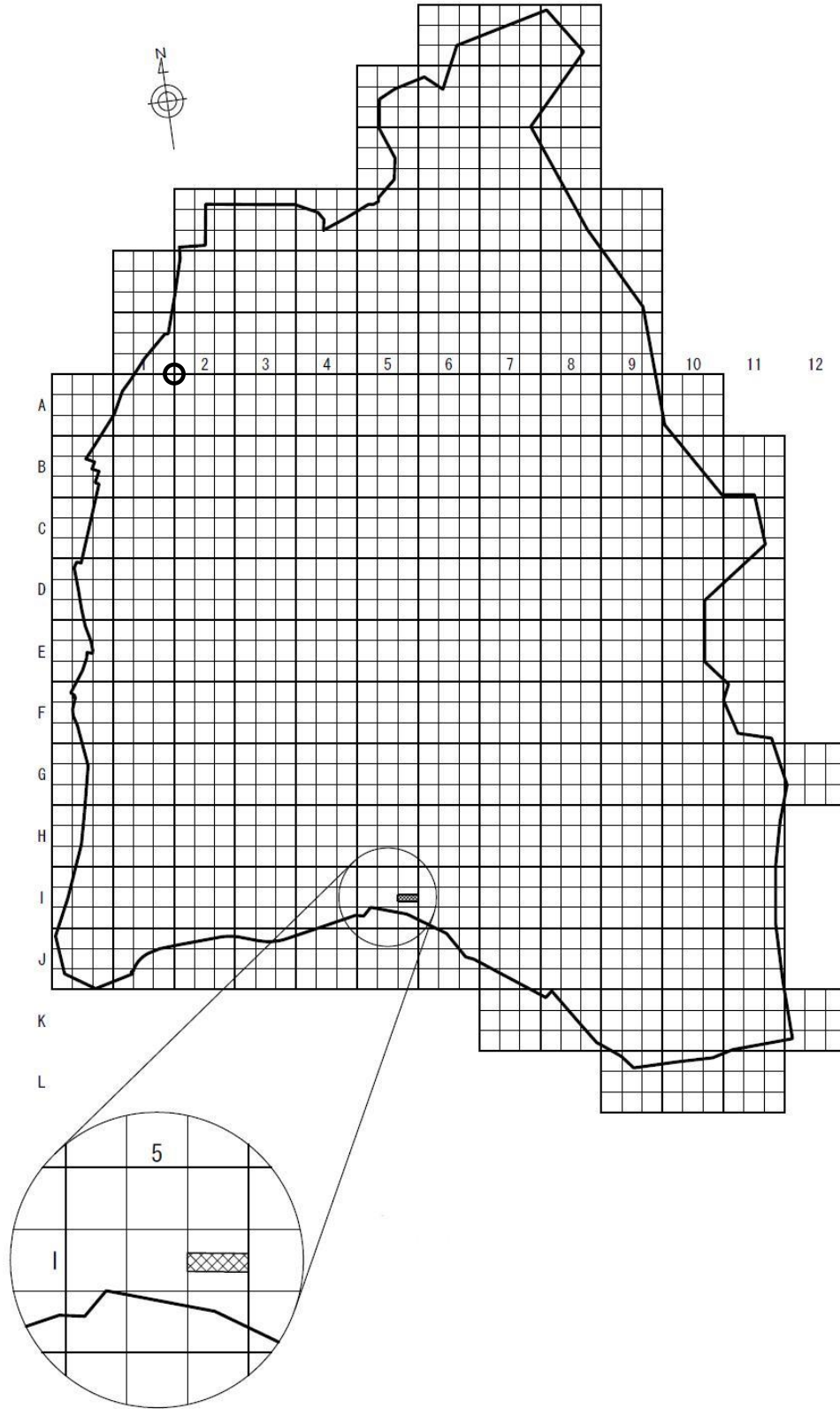
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき，要措置区域の指定を次のとおり解除する。

平成 26 年 4 月 2 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定を解除する区域
西区櫛谷町松本字下谷 234 番 1 の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
六価クロム化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

別図



凡 例

○ 起点

— 地番境界線

▨ 要措置区域の指定を解除する区域

単位区画番号

1		
1	2	3
4	5	6
7	8	9

30m

10m

A

A-1-5

〈起点〉
 起点は、西区榎谷町松本字下谷 234 番 1 の敷地内の調査対象地の北端の地点（木杭）とする。
 〈格子の回転角度〉
 $7^{\circ} 54' 38''$
 起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m または 30m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。